

市民ギャラリー運営事業実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における文化活動の活性化と振興を図るとともに、市民ギャラリーを訪れる人に憩いとふれあいの場を提供することから、市民等が創作し、又は所有する芸術文化作品を市民ギャラリーで展示することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、本市が備える住民基本台帳に記録されている者若しくは市内の事業所に勤務している者又は市内で活動する団体若しくは市内に活動の本拠を有する団体をいう。
- (2) 市民ギャラリー 市民等が創作し、又は所有する作品を展示するスペースをいう。
- (3) 芸術文化作品 写真、書画、彫刻、工芸に類する作品又は教育長が認める作品をいう。

(展示作品の範囲)

第3条 市民ギャラリーで展示できる作品の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 個人の場合にあつては、当該個人が創作し、又は所有する作品であること。
- (2) 団体の場合にあつては、当該団体に所属する構成員が創作し、若しくは所有する作品又は当該団体が所有する作品であること。
- (3) 政党、政治、宗教等の宣伝啓発又は営業若しくは営利を目的とする作品でないこと。
- (4) 公序良俗に反するおそれがないと認められる作品であること。
- (5) 施設管理上支障がないと認められる作品であること。

(出展対象者)

第4条 市民ギャラリーで展示できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市民等
- (2) その他教育長が認めた者

(展示期間)

第5条 作品を展示できる期間は、14日以内(作品の搬入及び搬出する日を含む。)とする。ただし、休館日は除くものとする。

(開館時間)

第6条 市民ギャラリーの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日)

第7条 市民ギャラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その直後の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月4日まで
- (3) 作品の展示がない日

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(展示料)

第8条 市民ギャラリーの展示料は、無料とする。

(展示申請及び許可)

第9条 市民ギャラリーで展示をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市民ギャラリー展示申請書（様式第1号）を展示する期間の開始日の1箇月前までに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市民ギャラリー展示許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 教育長は、前項の規定による通知に、必要な条件を付すことができる。

(遵守事項)

第10条 前条第2項の規定により許可を受けた申請者（以下「出展者」という。）は、作品の展示に関し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 物品の販売、入場料の徴収その他の営利活動を行わないこと。
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を行わないこと。
- (3) 営業又は営利を目的とする展示を行わないこと。
- (4) 他の施設利用者の迷惑となるような音、光又は臭いを発生させるおそれのあるものの展示を行わないこと。
- (5) 作品の展示において監視者が必要な場合は、出展者が監視者を手配すること。

(展示の変更)

第11条 出展者は、展示の申請内容を変更し、又は申請を取り下げようとするときは、市民ギャラリー展示変更（取下げ）申請書（様式第3号）を展示日の3日前までに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、市民ギャラリー展示変更（取下げ）許可書（様式第4号）により出展者に通知するものとする。

(展示の中止及び取消し)

第12条 教育長は、出展者が次の各号のいずれかに該当する場合は、展示を中止し、又は展示許可を取り消すことができる。

- (1) 第9条第3項に規定する条件又は第10条各号に規定する遵守事項に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なる展示をしたとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 管理又は運営上支障があると認められるとき。
- (5) 市民ギャラリーを公用又は公共用のために使用するとき。

2 教育長は、前項の規定により展示許可を取り消す場合は、市民ギャラリー展示許可取消通知書(様式第5号)により出展者に通知するものとする。

(損害賠償)

第13条 出展者が故意又は過失によって、建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損したときは、出展者においてその損害を賠償しなければならない。ただし、市長又は教育長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(免責)

第14条 市民ギャラリー内において、出展者が所有する物品等の破損及び盗難については、市長又は教育長は、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。